

# 緊急輸送実施要領

令和4年4月1日制定

(公社) 秋田県トラック協会

## 第1 目的

この実施要領は、大規模な災害等の発生に際し、(公社)秋田県トラック協会(以下「協会」という)が、地方自治体等との協定に基づき緊急物資輸送の要請を受けた場合に対応するため、必要な輸送体制及び実施事項について定める。

## 第2 適用

本実施要領は、協会が緊急物資輸送等協定を結んだ自治体及び関係機関から緊急物資輸送の依頼を受けた場合に適用するものとする。

また、日本赤十字社及び民間機関等からの要請については、災害対策本部長(以下「本部長」という)が、緊急かつ必要があると判断した場合には、諸条件を付して準用するものとする。

## 第3 緊急物資輸送業務の対応

協会会員(職員を含む)は、トラック運送事業が公共的輸送機関として、国民生活に不可欠な役割を果たしていることを自覚するとともに、特に、災害等緊急事態に際しては地域住民の生命・財産を守るための活動に積極的に協力し、一般社会の負託に応えるものとする。

また、緊急物資輸送の要請を受けた会員事業者は、特別の理由のない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

## 第4 実施事項

### (1) 緊急物資輸送の情報収集

県災害対策本部に職員(物流専門家を含む)を派遣し、避難場所等に支援物資を輸送するために必要な情報の収集を行う。

### (2) 物流拠点における支援物資の管理・運営

県災害対策本部が設置した物流拠点に物流専門家を派遣し、支援物資の管理・運営を行う。また、公共の物資拠点がなく民間の物資拠点を活用する場合は、倉庫協会との関係により当該施設の物流専門家を活用する。

### (3) 緊急物資輸送の車両選定

緊急物資輸送車両は、予め登録してある各支部の会員及び車両の中から対応可能な車両の選定を行うとともに、緊急輸送車両として運行するための「通行証」の発行等の手配を行う。

### (4) 通行証の手配

緊急物資輸送車両の優先的な運行が可能となるよう、県災害対策本部を通じて

「通行証」の発行等の手配を行う。

(5) 燃料供給施設の確認

緊急物資輸送車両の運行に必要な燃料を確保するため、平時から県の災害対策本部と連携し燃料供給施設の情報収集に努め、優先的に燃料の供給を受けることができるようにする。

(5) 緊急物資輸送車両の運行

緊急物資輸送車両の運行にあたっては、以下の事項について適切に指示するものとする。

- ① 運行の日時、発地場所
- ② 運行の経路
- ③ 物資の着地場所、時間
- ④ その他、緊急物資輸送に必要な事項
- ⑤ 遠隔地の場合はツーマン運行を指示する

また、運行の依頼を受けた気委員は、別紙1の緊急物資輸送車両であることを示す標示幕を貼付のうえ運行するものとする。

## 第5 経費

緊急物資輸送に係る経費は依頼者の負担とし、経費の算出は協会がとりまとめのうえ、依頼者に請求する。

但し、輸送経費が依頼先から負担がなされない場合は、事情調査のうえ、やむを得ないと判断される場合は「緊急物資輸送基金」により対応するものとし、別紙2のとおり取り扱うものとする。

## 第6 広域支援体制への対応

(1) 東北トラック協会から、災害支援の要請があった場合は、東北トラック協会の規定に従い対応するものとする。

また、東北六県各トラック協会から要請があった場合も、同様に対応するものとする。

(2) 職員等の派遣

東北トラック協会、若しくは傘下の各県トラック協会から災害支援のため職員及び物流専門家等の派遣要請があった場合は、東北トラック協会との協定により対応するものとする。

また、派遣に係る費用は、当協会の規定により支払うこととし、その額を依頼先

に請求するものとする。

### (3) 緊急物資輸送

東北トラック協会、若しくは傘下の各県トラック協会から緊急物資輸送の依頼があった場合は、東北トラック協会の協定により対応するものとし、経費は協会が取りまとめのうえ、依頼者に請求する。

但し、輸送経費が依頼先から負担がされない場合は、事情調査のうえ、やむを得ないと判断される場合は「緊急物資輸送基金」により対応するものとし、別紙2のとおり取り扱うものとする。

## 第7 その他

本実施要領に定めのない事項については、本部長の指示により対応することとする。また、緊急物資輸送業務に係る細部については、別に定めることができる。

### [附 則]

1. この要領は、令和4年4月1日から施行する。